

中世祇園社安居会の実態

はじめに

本稿は、南北朝期祇園社の執行となった顕詮の筆による「社家記録」〔祇園執行日記〕を主な史料として、祇園社における安居会の催行実態と、その意義について考察を行うものである。

「安居」とは、梵語のヴァルシャ、ヴァールシカの訳で、雨期の意である。安居会とは夏季降雨期間中の四月十六日から七月十五日に至る九十日間、一定の場所に住して研鑽に励む仏事を指す。日本においては、天武天皇十二年（六八三）に始まった^①。

中世、寺社で行われた安居会については、小野祖教氏、杉本尚雄氏、鍛代敏雄氏によって考察された石清水八幡宮安居会の事例が著名である^②。三氏によって、石清水八幡宮の安居会には①安居会の頭役は年少の祠官が就いており、安居会の頭役を務めることが一種の通過儀礼であった、②本来仏事として導入された安居会が、石清水八幡宮においては神事的性格を強めていく③安居頭役を務める神人の経済特権が存在する、などの特徴が明らかにされた。

しかし石清水八幡宮安居会については以上のような研究蓄積が存在する一方、他寺社の安居会についてはほとんど考察がなされておらず、各寺社の法会・神事の実態や組織を解明する上でも検討されるべき素材で

あると言える。

一 祇園社安居会のはじまり

まず始めに、祇園社安居会の始行についてみてみたい。元亨三年（一三三三）、「執行法眼晴顯」の筆による「社家条々記録」には、祇園社安居会の始行について次のように記されている（割注および傍注はともに山括弧（ ）で示した。訓点は筆者が適宜判断して付した。以降史料を挙げる場合も同様に表示することとする）。

【史料一】「社家条々記録」^③

同御代（※筆者注、後白河院）

承安二年（壬辰）七月十五日、彼始^{（被む）}行安居会、

料所美作国布施庄

但（当庄者関東右大将家（頼朝）寄附也）、

法会次第如^二一切経会^一、（但每事略儀）、有^二舞楽^一、盖高座下礼堂、師子棚下左右立^レ之、礼盤同儲^レ之（道師、呪願権長吏）、諸僧上^二礼堂^一着座（但皆権官等也）、師子以下職掌参勤如^二行道以下一切経会^一（但每事略儀也）、（後略）

右の記述によれば、祇園社における安居会のはじまりは、承安二年

(二一七二)、後白河法皇による催行が契機であるという。そして、中世を通じて安居会料所として存在した美作国布施荘が祇園社に寄せられたのは、「関東右大将」すなわち源頼朝の寄付によるものであるという。このときの寄進状は伝わっていないため、正確な寄進時期は不明であるが、承安二年の頼朝は流人の身であり、祇園社に荘園を寄進するような立場にあったとは考えられない。つまり安居会料所・布施荘が祇園社に付されたのは、少なくとも頼朝挙兵後、すなわち治承四年(一一八〇)年以降と考えられる。さらに可能性を狭めるならば、頼朝が関東右大将に任じられた建久元年(一一九〇)以降と考えることができよう。

安居会の催行形態に着目すると、「有舞楽」とあることから、安居中に舞楽が奉納されていたことが判明する。そして、当時の安居会の次第は「法会次第如一切経会、〈但毎事略儀〉であつたという。

二 中世における祇園社安居会の「場」と様式

南北朝期における祇園社安居会の実態を検討する前に、中世における祇園社安居会の行われた「場」と、安居会中何が行われていたのか、という点について簡単に触れておきたい。

『八坂誌』には、「四月七日昔は是日より十四日に至るまで社僧等花を摘みて安居会を行ひたりしが今は絶たり」とある。^④ 永享五年(一四三三)五月の「社務執行宝寿院状案」には、「当社安居中御花摘、社僧、専当、宮仕、宮籠、御花御後戸仁入申式事、御後戸自沓脱申之、当番後番之間、請取申者也」^⑤とあり、安居会中には「御花摘」が行われていたこと、花を摘むのは社僧・専当・宮仕・宮籠であり、祇園社内のような階層の者が安居会に関わったこと、摘んだ花は後戸に入れられていたこと、「当番後番」を務める者が花を請け取る役であつたことがわかる。

中世祇園社の神社建築について検討した黒田龍二氏は、祇園社の後戸が「夏堂」あるいは「花堂」とも呼ばれ、そこが供花供水を行うための閻伽棚を備えた夏安居の関連施設であつたことを指摘している。^⑥ 後にも触れるが、祇園社における安居会で「夏衆」による供花が行われていることは、【表】から明らかである。筆者である顕詮自身が「夏衆」のひとりであつた観応元年(一二三〇)には、「供花記、自今日雑記ニ略之」とある六月八日までは、ほぼ毎日供花の記録が残されている。

また、【表】に挙げた本文部分から分かるように、供花について記す際「一匝二前」や「三匝五前」など、「〇匝〇前」という文言が添えられている。供花の時刻とともに記されているという点から、この文言が供花の様式を表していることは疑いないであろう。「匝」とは「帀」と同義であり、往つてかえる意から、めぐる・めぐらすの意となる(諸橋轍次『大漢和辞典』)。行道、すなわち法会において僧が行列して読経しながら、仏像や仏堂の周囲を右回りにめぐる繞道を行う際、その回数を「〇匝」と記すことから、祇園社安居会の供花を行う際も、後戸「夏堂」において行道が行われていたと考えることができる。^⑦

以上から中世の祇園社安居会の概要は、①社僧・専当・宮仕・宮籠ら、祇園社内のような立場にある者が「花摘」なる儀式を行う。②後戸「夏堂」・花堂において、社僧が供花を行う。③供花の際社僧により行道が行われていた、とまとめることができる。

三 南北朝期の祇園社安居会と社僧の役割

では次に、具体的に南北朝期の祇園社安居会について見ていきたい。まず、正平七年(一三五二)「社家記録」の、次の記述に注目したい。

【史料二】「社家記録」正平七年四月八日条

一、安居始行如^レ例、夏衆今日十一人、近年八日衆。(大略六七人也)
今日人数多也、殊勝々々、

結番次第

相模法橋乗秀

安芸阿闍梨定誉

大進権別当親尊

上野阿闍梨円朝

治部都維那仙舜

但馬都維那円秀

大和権別当幸深

和泉阿闍梨玄覚

輔阿闍梨幸誉

伯耆少別当慶増

壹岐房玄応(四月廿六日、依^二所^一勞^レ退出)

右の史料から、「夏衆」となった社僧が「寅」や「卯」として結番されていることが分かる。【表】にしばしば「酉刻」や「戌刻」と見えることから明らかのように、この干支は方角や歳ではなく、時刻を表したものであり、右の結番は社僧が供花に参勤する番を組んだものと考えられている。

顕詮が「夏衆」による供花の時刻に対して強い意識を向けていることは、顕詮が「夏衆」のひとりであった観応元年の記録に、ほぼ毎日供花に参勤する時刻や前番・後番を務める社僧の名前が記されていることから推察することができる。また、このような時刻への意識は、次に挙げる史料にも端的に表れている。

【史料三・①】「社家記録」観応元年七月一三日条

一、大和権大別当幸深子今日他界間、幸深安居退出、幸深舍弟^(幸誉)同退出之間時錯乱了、

【史料三・②】「社家記録」観応元年五月二二日条

一、供花戌剋、予勤^レ之(三匝五前)、後番(亥刻)可^レ為^二晴春^一之^レ処、無骨之由依^二令^一存歟、相^二博玄親^一、子刻(予正時)、仍亥刻玄親勤^レ之、

【史料三・①】には、社僧・幸深は子が死去したために安居会に参勤せず(「退出」)、その舍弟である幸誉も同じく参勤しなかったために、「時

錯乱」したと記されている。幸深・幸誉はともにこの年の「夏衆」であったと考えられる。彼らは結番されていたにもかかわらず、決められた時刻通りに安居会に参勤できなかったために、顕詮は安居会における供花の「時」が「錯乱」したと表現したのであろう。

【史料三・②】からは、戌の刻の供花を担当した顕詮の後、亥の刻に安居会の供花を務める番であった社僧・晴春が「無骨」であったために、代わって社僧・玄親が亥の刻の供花を務めたということが読み取れる。何らかの理由で、結番されていた社僧が時刻通り供花に参勤できないとき、別の社僧がこれをカバーするという場合があったということが確認できる。

このように、社僧の不参勤による「時錯乱」が忌避される一方で、結番された社僧が様々な理由により供花に参勤しないという事態は、しばしば起こりうることであった。例えば所勞により「安居退出」した丹後都維那垣恵や、病により退出した壹岐房玄応^⑤、門徒同士の合戦に従軍し坂本へ赴いたため供花に参勤しなかった応安四年(二三七二)の丹後法眼快恵・その舍弟越中都維那快賢の例などが挙げられる。

ところで、この供花を行う「夏衆」に対し、「夏司」と称される社僧が存在したことが、次の史料から確認できる。

【史料四】「社家記録」正平七年四月七日条

一、安居結番後戸酒如^レ例、夏司三人、(夏一)権長吏隆晴法印、(夏二)左座一静晴法印、(夏三)右座一顕詮法印、沙^二汰之^一、
酒五提、肴二種(大豆一鉢、莒一鉢)沙^二汰之^一、今二人同前歟、

右の史料は、先に挙げた【史料二】の前日条である。この史料から、正平七年において顕詮は「夏司」として安居会に関わっていたことがわかる。顕詮の「夏司」としての活動が具体的に記述されることはなく、その詳細は不明とせざるを得ない。右の記述から考えるに、安居会に際

しての神供を用意する役割であったと考えられる。^①

四 その後の祇園社安居会

最後に、その後の祇園社安居会の様子を概観したい。

祇園社安居会がいつまで行われ、何を機に行われなくなったのか、という点は判然としないが、一五世紀に至って社僧の懈怠はさらに顕著となり、深刻な事態と化していた。例えば、長祿二年（一四五八）四月八日発給の室町幕府奉行人連署奉書案には次のように記されている。

【史料五】「室町幕府奉行人連署奉書案」

当社安居供花事、厳密可_レ令_二下知_一旨、被_レ成_二奉書_一候処、難_レ洪_レ之族在_レ之云々、太招_二其咎_一歟、若尚不_二承引_一者、改_二供僧職_一補_二別人_一、可_レ被_レ專_二社役_一之由候也、仍執達如_レ件、

長祿式
四月八日

（殿尾）
之種_在在_在
（布施）
貞基_在在_在

祇園社執行御坊^②

安居会の供花をつとめるよう既に下知が成されていたにもかかわらず、難_レ洪_レする者が存在していた。もしもまだ承引しない社僧が在れば、「供僧職」を改め別人を補任する、とある。また、こちらは年未詳であるが、次の様な文書も残されている。

【史料六】「執行律師御房充奉書」

就_二当社安居事_一、社僧不_レ參云々、太以不_レ可_レ然候、厳密任_二先例_一可_二參勤_一之由、可_レ被_レ仰付_一候、若猶及_二異議_一候者、乍_レ任_二社僧_一、不_レ勤_二社役_一之上者、可_レ被_レ処_二嚴料_一旨、被_二仰付_一候也、

卯月七日

（花押）

執行律師御坊^③

このように、再三下知が出され、安居会に参勤しない者は「処_二嚴料_一」とまでされているにも関わらず、相変わらず安居に参勤しない者は多くいたらしく、【史料五】と同日付の飯尾之種宛申状案には、供花に参勤しなかつた社僧として、民部小別当紹慶、その弟子である宮内卿小別当賢慶、式部卿小別当祐全の名が挙げられており、長祿四年（一四六〇）には安居に参勤した者としなかつた者それぞれの交名が飯尾方へ提出されている。^④つまり、このころの祇園社安居会では社僧の供花への不参勤が恒常化しており、事態を重く見たときの祇園執行は、幕府へ不参勤の社僧の名を注進するなどの手段により祇園社安居会を維持しようと努めていたと考えられる。

このように、安居会を執行する主体であるはずの社僧の欠勤が問題化していたことに加え、経済的な面における変化も、祇園社安居会の衰退に拍車をかけていった。祇園社安居会に充てられる財源としては、源頼朝の寄進による安居料所・美作国布施庄からの上分と、安居神人と称される小袖座神人からの上分物があつた。しかし布施庄からの上分は、正平七年（一二三二）にはすでに「去年ハ一向不_レ寄_二付所務_一」と記されており、布施庄地頭である「肥後前司」はこの前年、安居会料をまったく進納していなかつた。また中野栄夫氏によれば、室町時代には布施荘は幕府御料所化していたといひ、この時期に至って布施庄が祇園社安居会料所として機能していたかは不明である。また小袖座神人についても、豊田武氏によつて、祇園社の管領する小袖座の公事は本寺たる天台座主の手に移つており、その渡領となつていたということが指摘されている。^⑤以上のように、社僧の不参、経済的困窮等の理由が重なつていつた結果、祇園社の安居会は衰退し、ついには終焉を迎えたと考えることが出来る。

おわりに

以上、多くの課題を残しつつも、祇園社安居会について検討を試みた。最後に今後の課題を記して終わりとした。

ひとつ着目すべきは、【史料一】に見た始行時の祇園社安居会の様子と、南北朝期における祇園社安居会の様子が明らかに異なっているということである。今はその理由を明らかにする術を持たないが、これから検討すべきは、ひとつは祇園社の一切経会の存在であろう。【史料一】に「法会次第如一切経会」とあるように、始行時の祇園社安居会は一切経会と同様の次第で催行されていた。ここから、当時の安居会の形式を復原することが可能となる。また、嵯峨井健氏は祇園社安居会を、法華八講・一切経会と併せて「祇園社の天台化」の証左として挙げている^⑩。だとすれば、その変容の軌跡もまた類似した可能性がある。

また、併せて検討すべきは、社僧の在り方の変化である。南北朝期の祇園社安居会では、その主体は結番された社僧による供花であった。それゆえに、社僧の不参勤が問題となり、一五世紀にはその傾向がさらに顕著となった。では、安居会に結番された社僧のメリット・デメリットとは何であったのか。石清水八幡宮の安居会の場合は、安居会に参勤する若年の社僧にとつての通過儀礼という意味があつたという。対して祇園社の場合、安居会に参勤する社僧は若年ではなく、そこに通過儀礼のような意味合いは認められない。あるいは、なぜ不参勤の社僧が続発してもなお、祇園社としては安居会を維持しようと努めたのか。これらの疑問は、今後祇園社の社僧組織が解明される中で、自ずと明らかになることであろう。仏神事の実態を解明するためにも、組織研究の進展が期される。

注

- ① 総合佛教大辞典編集委員会編『総合佛教大辞典』法蔵館、二〇〇五年。および『国史大辞典』「安居」（大野達之助執筆）参照。
- ② 小野祖教「安居頭と焼尾頭」（『國學院雜誌』第五五号第二卷、一九五四年）。杉本尚雄「石清水八幡宮安居諸頭役について」（『熊本大学教育学部紀要』第X号第二分冊、一九六二年）。鍛代敏雄「中近世移行期の石清水八幡宮寺と幕府・將軍—安居神事をめぐる政治交渉—」（『戦国史研究』六一、二〇一一年）。
- ③ 『増補統史料大成 八坂神社記録二』、一九二頁。
- ④ 八坂神社編『八坂誌』、一九〇六年。
- ⑤ 『増補八坂神社文書』上巻、一八〇頁。宛所は欠損があり判別しづらいが、「正文ハ専当秀慶遣之」とある。
- ⑥ 黒田龍二「八坂神社の夏堂及び神子通夜所」（『中世社信仰の場』思文閣出版、一九九九年、初出一九八五年）。
- ⑦ 対して「○前」という文言が何を指すのかは不明であり、今後の課題である。
- ⑧ 「社家記録」観応元年五月二〇日条。
- ⑨ 「社家記録」観応元年五月二七日条。
- ⑩ 「社家記録」応安四年七月一日条。
- ⑪ また、「夏司」は別当である隆晴、前執行であつた静晴、現執行である顕詮が務めていることから、「夏衆」に就く社僧とは明らかな立場上の区別があることを指摘しておきたい。
- ⑫ 『増補八坂神社文書』上巻、一八一頁。
- ⑬ 『増補八坂神社文書』上巻、一八六頁。
- ⑭ 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻（吉川弘文館、一九七八年）、九五頁。
- ⑮ 『増補八坂神社文書』上巻、一八一頁～一八四頁。
- ⑯ 「社家記録」正平七年二月一三日条。
- ⑰ 中野栄夫「美作国布施荘・布施社・富美荘について」（『岡山県史研究』八、一九八五年）。
- ⑱ 豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」（『豊田武著作集第一巻 座の研究』

究』吉川弘文館、一九八二年、初出一九三七年。

⑲ 嵯峨井健「祇園社の成立と観慶寺」(『神仏習合の歴史と儀礼空間』思文閣出版、二〇一三年、初出一九九八年)。

⑳ 例えば【史料二】で挙げた社僧の場合、和泉阿闍梨玄覚はこのとき四七

歳、輔阿闍梨幸誉は三三歳であった。

八〇

(本学大学院博士後期課程)

【表】「社家記録」の「安居」関連記事一覧（観応元年～応安四年）
 （凡例）内容部分は『増補続史料大成 八坂神社記録一』を参照した。頁数も同書の記載箇所を示すものとする。

No.	年月日	西暦	内容	頁数
1	観応一・四・七	一三五〇	「夏司酒子分出之、用途百文（酒代）、大豆壹升、又卅文（莒土器等代）遣朝円許」 「自今日安居参勤、正時子時也、而志岐房二相伝之、戌前番勤之、酉刻参社、於社頭西一間行水、前番（酉刻）恒惠、後番（戌後番）乗秀、一匣之後、出桐房了、今年大別当三人、予、晴春、」（後略）	一一二
2	観応一・四・三〇	一三五〇	「戌前番勤之、志岐房相博、一匣三前、今夜則下向桐房了」	一一九、一一〇
3	観応一・五・一	一三五〇	「供花戌前番一匣三前（於桐房行水、着淨衣参社）時以後下向了」	一一〇
4	観応一・五・二	一三五〇	「供花戌前番一匣八前、参社下向如去夜」	一一一
5	観応一・五・三	一三五〇	「供花一匣三前（戌前番）今夜通夜」	一一一
6	観応一・五・四	一三五〇	「供花戌前番、一匣、下向了」	一一二
7	観応一・五・六	一三五〇	「供花戌前番、一匣、下向了」	一一二
8	観応一・五・七	一三五〇	「供花戌前番、一匣三前、下向了」	一一三
9	観応一・五・八	一三五〇	「供花戌前番、一匣五前、下向了」	一一三
10	観応一・五・九	一三五〇	「供花戌前番、一匣五前之後下向了」	一一三
11	観応一・五・一〇	一三五〇	「供花戌前番、一匣三前之後下向了」	一一三
12	観応一・五・一一	一三五〇	「供花戌前番、一匣三前之後下向了」	一一三
13	観応一・五・一二	一三五〇	「供花戌前番、一匣五前之後退出」	一一四
14	観応一・五・一三	一三五〇	「供花戌前番、一匣五前之後退出」	一一四
15	観応一・五・一四	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出、但遲参之間、先朝秀ヲ進テ、請取御盤了」	一一五
16	観応一・五・一五	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出」	一一五
17	観応一・五・一六	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出」	一一五
18	観応一・五・一七	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出」	一一五
19	観応一・五・一八	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出」	一一六
20	観応一・五・一九	一三五〇	「供花戌前番、一匣之後退出」	一一六
21	観応一・五・二〇	一三五〇	「丹後都維那垣惠依所劳安居退出」	一一七
22	観応一・五・二〇	一三五〇	「供花戌剋一時勤之、一匣八前、恒惠自昨日退出之間、戌刻（自今日）一時二成了」	一一七
23	観応一・五・二一	一三五〇		一二七

中世祇園社安居会の実態

24	観応一・五・二一	一三五〇	「前番（西後番）乗秀阿闍梨（三綱）有無礼事、然而不及問答」 「夏衆玄親阿闍梨来申云、此間子刻（与正時）所令勤仕也、而治部卿法印坊（晴春）亥刻也、玄親老体之間窮屈、無催促人之間、有時闕怖畏、子刻事可被仰便宜仁歟云々、但今夜者先可勤仕云々」 「供花戌剋、予勤之（三匣五前）、後番（戌刻）可為晴春之処、無骨之由依令存歟相博玄親、子刻（予正時）仍亥刻玄親勤之」	一二七
25	観応一・五・二二	一三五〇	「供花戌剋、一匣七前之後下向了」	一二七
26	観応一・五・二二	一三五〇	「供花戌剋、一匣六前之後下向了」	一二七
27	観応一・五・二三	一三五〇	「供花戌剋、一匣六前之後下向了」	一二八
28	観応一・五・二四	一三五〇	「供花戌剋、一匣六前之後下向了」	一二八
29	観応一・五・二五	一三五〇	「供花戌剋、一匣之後退出、前番感字法眼、後番民部房円智」	一二八
30	観応一・五・二六	一三五〇	「供花戌剋、一匣三前之後下向」	一二九
31	観応一・五・二七	一三五〇	「供花戌剋、一匣之後、詵後番志岐房玄窓退出、依違例也」	一二九
32	観応一・五・二八	一三五〇	「供花戌剋、一匣之後退出」	一二九
33	観応一・五・二九	一三五〇	「供花戌剋、一匣五前之後退出」	一二九
34	観応一・五・三一	一三五〇	「供花戌剋、一匣五前之後退出」	一三〇
35	観応一・五・三二	一三五〇	「供花戌剋、一匣五前之後退出」	一三〇
36	観応一・五・三三	一三五〇	「供花戌剋、一匣五前之後退出、聊違例之間早出了」	一三〇
37	観応一・五・三四	一三五〇	「供花戌剋、一匣五前之後退出」	一三〇
38	観応一・五・三五	一三五〇	「供花戌剋、一匣之後退出、先進治部都維那請取了」	一三一
39	観応一・五・三六	一三五〇	「供花戌剋、一匣六前之後退出」	一三一
40	観応一・五・三七	一三五〇	「供花戌剋、一匣之後退出、先以筑前少別当請取時了」	一三一
41	観応一・五・三八	一三五〇	「今日雜記二略之、社家方二記之」 「安居時今夕如此間戌刻勤仕、（二匣）為明暁一匣通夜了」	一三二
42	観応一・五・三九	一三五〇	「大和権大別当幸深子今日他界間、幸深安居退出、幸深舍弟□□同退出之間時錯乱了」	一四三
43	観応一・五・四〇	一三五〇		一四三

56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
応安四・七・一九	応安四・七・一	応安四・七・一	応安四・七・一	正平七・一二・五	正平七・九・五	正平七・八・二五	正平七・七・二六	正平七・五・二六	正平七・四・八	正平七・四・七	正平七・四・四	観応一・七・二四
一三七二	一三七二	一三七二	一三七二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五二	一三五〇
談之處、此分被申之間、自今日入了」	「夏衆自今日入此坊、四十九日昨日也、五日五十日也、無子細之由、角堂長老申	「民部阿闍梨円智（少別当）依所勞自昨日退出安居了、今年夏衆十二人内三人昨日落了、珍事々々」	「夏衆丹後法眼快惠、就坂本仰木庄事、可有合戰之間、座主青蓮院御門徒円明房憲慶相語之間、即尅□□越坂本、仍自昨日不參供花、將又舍弟越中都維那快賢同為夏衆之處、同道舍弟之間不□□□□□□□□所要退出、安堵例會無先蹤歟、自由至希代珍事、神慮難測哉」	「檜物師闕如申安居神人年貢事、」（後略）	「安居会々料到来、所詮布紙ハ無相違、」（後略）	「安居神人（小袖座商人）公事、神主助直取内社家上分（百文別二廿文）式百文、」（後略）	見參料可催促之由下知了」	「小袖座神人（安居神人）社家上分用途、為寄方乙熊法師此間催促之、昨今四百文沙汰之、猶可譴責之由仰含了、又去年竹中殿御代、当年（青蓮院御代）兩度初任	「夏衆壹岐房玄心（非在序）依所勞安居退出」	「安居結番後戸酒如例、夏司三人、」（後略）	「社頭安居夏堂樋□料足、夏供新□無之間、以神供直会、為執行代沙汰、今日買之」	「供花卯前番、一匝三前之後退出了、正時為子刻之間、相博戌刻、此間勤仕、而昨日兩人退出、亥刻二成了、然而戌刻結願之間、今晚一匝、無其煩無為結願珍重々々、所願成就、幸甚々々」
三三三九	三三二八	三三二八	三三二七 三三二八 }	三三三 三一四 }	二八六	二八四	二七九	二四四	二四〇	二四〇	二三六	一四三